

◎佐賀県条例第8号

佐賀県育英資金貸与条例の一部を改正する条例

佐賀県育英資金貸与条例（昭和36年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(育英学生等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 海外留学のため育英資金の貸与を受ける者は、高等学校に在学する者（<u>県外の高等学校に在学する者</u>にあつては、<u>県内に居住する者の子弟である者に限る。</u>）で、<u>勉学に意欲があるもの</u>の中から、選考のうえ決定する。</p> <p>(貸与)</p> <p>第3条 育英学生に貸与する育英資金の額は、<u>在学1年につき60万円以内とする。</u>ただし、貸与期間は、当該高等学校の正規の修学期間を超えてはならない。</p> <p><u>2～4 略</u> (返還免除)</p> <p>第8条 育英学生のうち、卒業後県内において居住し、<u>又は就業した者</u>で、規則で定める要件に該当するもの（これに相当する者として規則で定める者を含む。）については、<u>育英資金の一部の返還を免除することができる。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(育英学生等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 海外留学のため育英資金の貸与を受ける者は、<u>県内の高等学校に在学する者</u>（<u>障害者その他の修学上の配慮を要する者として規則で定める者</u>にあつては、<u>県外の高等学校に在学する者を含む。</u>次条第2項において同じ。）で、<u>前項第1号ア及びビに該当するもの</u>の中から、選考のうえ決定する。</p> <p>(貸与)</p> <p>第3条 育英学生に貸与する育英資金の額は、<u>1月当たり3万円以内とする。</u>ただし、貸与期間は、当該高等学校の正規の修学期間を超えてはならない。</p> <p><u>2 育英学生のうち、県内の高等学校に在学する者に貸与する育英資金については、当該育英学生の毎月の通学に要する交通費から5,000円を控除して得た額以内の額を前項の規定による育英資金の額に加算して貸与することができる。</u></p> <p><u>3～5 略</u> (返還免除)</p> <p>第8条 育英学生のうち、卒業後県内において居住し、<u>かつ、県内において就業した者</u>で、規則で定める要件に該当するもの（これに相当する者として規則で定める者を含む。）については、<u>育英資金の一部の返還を免除することができる。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県育英資金貸与条例の規定は、令和2年4月1日以後に貸与の決定をする者から適用し、同日前に貸与の決定をした者については、なお従前の例による。